

# 石綿の除去工事の発注者、施工業者の皆様へ



埼玉県マスコット  
「さいたまっち」

石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針  
に平成27年4月1日から緊急時の周知を追加しました。

石綿の除去工事については、近年住民の関心が高まっており、工事に対して不安を感じる例もみられます。

このため、除去工事にあたっては、周辺住民に①あらかじめ、工事の内容について、②万が一、石綿が飛散した場合は、現場の状況や講じた措置等について、丁寧に説明して、**相互理解(リスクコミュニケーション)**を促進することが重要です。

## ★対象工事

吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の除去を伴う工事  
(小規模等影響が軽微なものと認められる工事を除く)

## ★周辺住民等の範囲

工事の影響が想定される敷地に接した地域の住民や周辺自治会等、工事の内容や周辺状況等により設定

### ① 事前の周知

時期 施工前までの可能な限り早い時期

方法 (1)説明会 (2)戸別訪問 (3)チラシ配布 (4)回覧板 等から選択(複数の組合せでも可)

内容 (1)工事施工者の氏名又は名称及び住所 (2)工事の名称  
(3)対象工事の内容(特定建築材料の種類・使用箇所・使用面積・含有率等)  
(4)作業期間及び作業時間 (5)作業方法(排出又は飛散抑制方法)  
(6)工事発注者の氏名又は名称及び住所 (7)工事に関する問合せ先 等

※事前周知の実施状況については、様式に記入の上、環境管理事務所に提出して下さい。

### ② 緊急時(石綿飛散時)の周知 作業中の周辺石綿濃度測定で、石綿10本/Lを超過した時

★すぐに作業を中止するとともに、環境管理事務所、発注者に連絡してください。  
★さらに飛散防止措置を講じて、できる限り速やかに以下のとおり周知をしてください。

方法 (1)事前周知と同様の方法(説明会、戸別訪問、チラシ配布、回覧板等)  
(2)工事の場所の公衆に見やすい箇所への掲示板等による掲示  
※(1)と(2)の両方を実施してください。

内容 (1)除去工事の場所から石綿が飛散したこと (2)周辺石綿濃度測定の結果  
(3)測定位置がわかる図 (4)講じた石綿飛散防止措置の内容  
(5)推定される原因 等

※緊急時周知は、対応状況の進捗に応じて適宜行ってください。

## リスクコミュニケーションの実施にあたって・・

相手との相互理解が重要です。「石綿は飛散しません」だけでは、住民の不安を解消できないこともあります。

石綿がなぜ飛散しないか具体的な内容を示すと安心につながります。また、住民からの問い合わせは、相手に理解してもらう重要なチャンスです。相手に理解してもらうことを考えてよりよいリスクコミュニケーションの内容を検討してください。

### 事前周知のチラシの例

#### 〇〇工事のお知らせ

地域住民の皆様

下記のとおり、石綿（アスベスト）除去の工事を実施します。工事中は御迷惑をおかけすることとなりますが、大気汚染防止法等の作業基準を遵守して石綿の飛散防止に万全を期して工事を行いますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

#### 記

- 1 工事名 : 〇〇工場解体工事
- 2 工事場所 : 〇市△町1-1
- 3 工事内容 : 建築物の解体工事
- 4 建築材料 : 吹付け石綿（30%） 60㎡使用（ボイラー室内耐火被覆用）
- 5 作業期間 : 平成〇年〇月〇日～平成△年△月△日（◇時から□時）
- 6 作業方法 : （各工事に沿った内容を記載）
- 7 工事発注者 : 〇〇株式会社 〇市□町1
- 8 工事施工者 : 〇〇建設 〇市◇町2
- 9 問合せ先 : 〇〇建設〇部〇課 048-〇〇〇-〇〇〇〇  
(担当者名 )

#### ※参考

工事場所は、敷地が広い場合や一部の建物などの場合は、敷地図等の使用なども考えられます。

石綿除去工事が工事期間の一部に行われる場合等は、その期間がわかるようにし、工事期間に変更があった場合は再度情報を提供することが望まれます。

連絡先は工事について適切に説明できる担当者にしてください。担当者不在時等の対応等も整備しましょう。

○特定粉じん排出等作業実施届出書の提出先が市の場合は、取扱いが異なる場合がありますので届出市に御相談ください。

○問い合わせ先 県環境部大気環境課(048-830-3058)又は各環境管理事務所